

平成19年6月11日

株 主 各 位

東京都三鷹市下連雀五丁目1番1号
日本無線株式会社
代表取締役社長 諏訪頼久

第83回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第83回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年6月27日（水曜日）午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------------|--|
| 1. 日 時 | 平成19年6月28日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都三鷹市下連雀五丁目1番1号 当社本店 |
| 3. 会議の目的事項
報 告 事 項 | <ol style="list-style-type: none">第83期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件第83期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）計算書類報告の件 |

決 議 事 項

- | | |
|-------|--------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役12名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件 |
| 第7号議案 | 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件 |
| 第8号議案 | 取締役及び監査役の報酬改定の件 |

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.jrc.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

1-1. 事業の経過及びその成果

(1) 全般的概況

当連結会計年度のわが国経済は、原油・素材価格の高値推移があったものの、企業収益の改善に伴って設備投資が増加するとともに雇用情勢の改善にも広がりが見られ、また所得の持ち直しに伴い個人消費も緩やかに増加するなど、景気の回復基調が継続することとなりました。

このような状況の中で、当社グループは積極的な営業活動に努めました。

海運需要の拡大を受けた新造船ブームに支えられ、海上機器事業が好調に推移しました。また、ナンバーポータビリティ制（携帯電話の番号継続制度）導入を控えた国内通信事業者によるインフラ整備投資の伸張により、関連通信機器の売上が増加しました。

一方当社は、前連結会計年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）の下期において、無線通信事業への経営資源集中を目的として、当社の連結子会社であった新日本無線株式会社（半導体・マイクロ波管事業、以下「新日本無線」）とアロカ株式会社（医用電子機器事業、以下「アロカ」）の株式を譲渡しました。この結果、新日本無線及びアロカは連結子会社ではなくなり、前連結会計年度下期より、両社の売上高及び損益が当社グループの連結決算から外れました。この影響等により、当連結会計年度の売上高は1,266億6千7百万円（前連結会計年度比29.2%減）となりました。

利益につきましては、全社を挙げて収益性の改善やコストダウンによる費用の圧縮に取り組んだこと、採算を一層重視した受注を進めたこと等が奏功し、営業利益は43億1千8百万円（前連結会計年度比100.2%増）となりました。また、経常利益は持分法による投資損益の改善等により43億4千1百万円（前連結会計年度比241.8%増）となりました。当期純利益につきましては43億3千8百万円（前連結会計年度は320億9千7百万円の当期純損失）となり、それぞれ大幅な改善となりました。

当社は、平成13年3月期以降6期にわたって無配を継続してまいりました。この間、固定費と変動費の両面からの費用削減や無線通信事業への経営資源の集中に努め、中長期的に安定した収益を上げる企業体質の早期実現を目指してまいりました。その結果、上記のとおり前連結会計年度の利益を大幅に上回る業績を達成することができました。

つきましては、株主の皆様のご支援にお応えするため、平成19年3月期の期末配当を5円とし、7期ぶりに復配いたしたいと存じます。

(2) 事業部門別概況

当連結会計年度における事業部門別の売上高は、次のとおりであります。

なお、前連結会計年度は当該事業部門別の区分を開示しておりませんでした。当「事業部門別概況」における前連結会計年度比の数値は、比較の便宜上遡及して算出し、開示しております。

【海上機器事業】

海上荷動き量の拡大に伴う旺盛な新造船需要を背景に、航海情報記録装置（VDR、S-VDR）等の商船向け船舶通信機や電子海図情報表示装置（ECDIS）等の航法機器、海事衛星通信装置（インマルサット）、船舶用レーダ等が好調に推移しました。

この結果、売上高は284億6千8百万円（前連結会計年度比11.8%増）となりました。

【通信機器事業】

ナンバーポータビリティ制（携帯電話の番号継続制度）導入を控えた国内通信事業者によるインフラ整備投資の伸張により、関連通信機器の売上が増加しました。また、業務用無線機もアナログ方式からデジタル方式への移行を背景として、海外向け・国内向けともに堅調でした。しかしながら、海外向け測定器等が伸び悩みました。

この結果、売上高は379億1千万円（前連結会計年度比1.1%減）となりました。

【ソリューション・特機事業】

地上波テレビ放送のデジタル化を背景として放送システムが伸張しましたが、一方で採算を一層重視した受注を進めたことや価格競争の激化等が影響し、減収となりました。

この結果、売上高は576億7百万円（前連結会計年度比6.2%減）となりました。

【その他】

その他の事業の売上高は26億8千万円（前連結会計年度比17.4%減）となりました。

(注) 1. 前連結会計年度における新日本無線及びアロカの株式売却に伴い、当連結会計年度より事業部門別の区分を以下のとおりとしております。

主要事業部門区分	海上機器事業	通信機器事業	ソリューション・特機事業
主要製品	海事衛星通信装置	GPS受信機	放送システム
	船舶通信装置	PHS端末機器	県・市町村防災行政システム
	船舶用レーダ	業務用無線電話装置	水・河川情報システム
	漁労機器	加入者無線装置	航空・気象システム
	電子海図表示システム	送信増幅装置	道路情報システム
	統合ブリッジシステム	移動体通信用測定器	土砂災害予警報システム
	VHF無線電話装置	SAWフィルタ	特殊通信機

2. ご参考：3セグメント（無線通信機器事業、半導体・マイクロ波管事業、医用電子機器事業）で構成していた前連結会計年度のうち無線通信機器セグメントの損益（連結）と、無線通信事業へ経営資源を集中した当連結会計年度の損益（連結）との比較は以下のとおりです。

区 分	当 連 結 会 計 年 度	前 連 結 会 計 年 度 無 線 通 信 機 器 事 業
売 上 高（百万円）	126,667	128,482
営 業 利 益（百万円）	4,318	1,604

1-2. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社は、運転資金の効率的な調達を行うために複数の金融機関との間で180億円のコミットメントラインの設定を行っております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資額は13億5千4百万円であります。その主なものは、無線通信機器事業の専用生産設備及びプレスその他の加工用金型であります。

1-3. 直前三事業年度の財産及び損益の状況

区 分	平 成 15 年 度	平 成 16 年 度	平 成 17 年 度	平 成 18 年 度 (当連結会計年度)
売 上 高	278,571百万円	229,193百万円	178,848百万円	126,667百万円
経 常 利 益	6,326百万円	5,102百万円	1,270百万円	4,341百万円
当期純利益又は当期純損失(△)	2,160百万円	541百万円	△32,097百万円	4,338百万円
1株当たりの当期純利益又は 1株当たりの当期純損失(△)	15円19銭	3円44銭	△233円04銭	31円47銭
純 資 産	66,700百万円	67,725百万円	37,584百万円	42,755百万円
総 資 産	232,235百万円	233,878百万円	124,127百万円	125,698百万円

- (注) 1. 平成17年度の売上高等の減少は、新日本無線及びアロカの下期における売上高が、連結決算から外れたことによります。
2. 平成18年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

1-4. 対処すべき課題

当社は経営基盤の一層の強化を図り、積極的な事業展開を進めていくことが重要な課題であると認識しております。

このため、平成18年5月29日に公表しました「2006年度中期経営計画」（2006年度から2008年度までの3年間を対象）に基づき、「利益体質を強固なものにする」・「無線通信事業の発展の基礎を固める」をキーワードとして、基盤となる事業の安定化と今後成長させるべき事業の発展を促すことにより、経営の構造改革を一層推進してまいります。

重点方針といたしまして、「利益体質を強固なものにする」につきましては、管理機能の強化や固定費のさらなる圧縮、設計の共通化による開発のスピードアップとコスト低減、製造コストの低減等に努めます。また、「無線通信事業の発展の基礎を固める」につきましては、無線通信事業推進体制の再構築や無線通信分野への開発投資拡大等を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

1-5. 当該事業年度の末日における主要な事業内容

事業内容	主要製品
無線通信機器事業	無線通信装置、無線応用装置、電子応用装置、電子部品及び装備工事等

1-6. 当該事業年度の末日における主要な営業所及び工場ならびに使用人の状況

(1) 主要な営業所及び工場

日本無線株式会社	本社事務所	東京都 新宿区
	北海道支社	北海道 札幌市
	東北支社	宮城県 仙台市
	中部支社	愛知県 名古屋市
	関西支社	大阪府 大阪市
	九州支社	福岡県 福岡市
	三鷹製作所	東京都 三鷹市
	埼玉工場	埼玉県 ふじみ野市
ジェイ・アール・シー特機株式会社	本社・工場	神奈川県 横浜市
ジェイ・アール・シーエンジニアリング株式会社	本社	東京都 三鷹市
武蔵野電機株式会社	本社・工場	東京都 三鷹市

(2) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

当期末使用人数 (名)	前期末比増減 (名)
3,731	△35

② 当社の使用人の状況

当期末使用人数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
2,858	△67	39.8	19年1ヵ月

1-7. 重要な子会社及び関連会社の状況

(1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
ジェイ・アール・シー特機株式会社	400百万円	100.0%	艦艇等搭載電子機器の製造販売、装備ならびに修理
ジェイ・アール・シーエンジニアリング株式会社	270百万円	100.0%	汎用コンピュータ、ミニコン、マイコン情報処理、システム等のソフトウェア開発、設計請負
武蔵野電機株式会社	60百万円	100.0%	無線通信機器、電子医療機器、電子部品の製造

(注) 上記を含め、当社の連結子会社は8社、持分法適用子会社は3社となっております。

(2) 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
長野日本無線株式会社	3,649百万円	26.5% (1.6%)	電源装置、電子部品、OA機器、通信電子機器の製造販売
上田日本無線株式会社	700百万円	47.0%	無線通信装置、医用電子装置、電子応用機器等の製造販売

(注) 1. 議決権比率のうち、長野日本無線株式会社の1.6%は間接所有であります。

2. 上記2社は、当社の持分法適用関連会社となっております。

1-8. 当該事業年度の末日における主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 額
株式会社みずほコーポレート銀行	3,000 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,208
株式会社三井住友銀行	2,217
住友信託銀行株式会社	2,000

2. 会社の株式に関する事項

2-1. 発行済株式の十分の一以上を有する株主の状況

株 主 名	持 株 数	出 資 比 率
日 清 紡 績 株 式 会 社	33,419 千株	24.24 %

2-2. その他株式に関する重要な事項

- | | |
|-----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 216,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 137,976,690株 |
| (3) 当該事業年度末の株主数 | 15,344名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	出 資 比 率
日 清 紡 績 株 式 会 社	33,419 千株	24.24 %
株式会社みずほコーポレート銀行	5,853	4.24
株式会社みずほ銀行	3,672	2.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,450	2.50
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・リミテッド	2,518	1.82
日本無線従業員持株会	2,462	1.78
シービーエヌワイ デイエフエイ インターナショナル キャップ バリュエーションポートフォリオ	2,402	1.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,355	1.70
日本無線取引先持株会	2,082	1.51
三菱電機株式会社	1,850	1.34

(注) 自己株式を除く発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を有する大株主1名を含め、上位10位の株主を記載しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

4-1. 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
取締役会長	竹内伸二	
*取締役社長	諏訪頼久	
*常務取締役	岡島昂一	経営・管理担当
常務取締役	内藤幹一	事業担当
取締役	高際一	ニッシン・トーア株式会社代表取締役社長
取締役	坂本廣徳	技術担当、共通技術本部長
取締役	正村達郎	研究開発本部長
取締役	軍司明允	生産本部長、品質保証本部
取締役	立林清彦	通信機器事業本部長
取締役	土田隆平	営業戦略本部長、ソリューション事業本部・海上機器事業部・特機事業部
取締役	荒井学昇	管理本部長、コーポレートセンター
取締役	松田昇	弁護士
常勤監査役	竹石英樹	
常勤監査役	中土芳雄	
常勤監査役	佐藤守弘	
監査役	田崎研二	日清紡績株式会社監査役

*印は代表取締役

- (注) 1. 取締役 高際一氏及び松田昇氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 中土芳雄氏及び田崎研二氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

4-2. 重要な兼職の状況

区分	氏名	兼職する他の会社名	兼職の内容	摘要
取締役	竹内伸二	アロカ株式会社	取締役	
		新日本無線株式会社	取締役	
		長野日本無線株式会社	取締役	
		上田日本無線株式会社	取締役	
	諏訪頼久	アロカ株式会社	監査役	
		上田日本無線株式会社	監査役	
	岡島昂一	新日本無線株式会社	監査役	
		長野日本無線株式会社	監査役	
	内藤幹男	マリンフォネット株式会社	取締役	
	坂本廣徳	総合ビジネスサービス株式会社	取締役	
	立林清彦	ジェイ・アール・シーエンジニアリング株式会社	取締役	
	荒井学	ジェイ・アール・シー特機株式会社	取締役	
	高際一	ニッシン・トーア株式会社	代表取締役社長	
松田昇	株式会社博報堂	監査役		
	株式会社ゆうちょ	取締役		
	株式会社読売新聞西部本社	監査役		
監査役	田崎研二	日清紡績株式会社	監査役	

4-3. 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	人数	報酬等の額	摘要
取締役	12名	154百万円	(うち社外 2名 9百万円)
監査役	4名	51百万円	(うち社外 2名 18百万円)

(注) 1. 上記報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職引当繰入額が次のとおり含まれております。

取締役 56百万円

監査役 7百万円

2. 上記の支給のほか次のとおりの支給があります。

取締役 使用人兼務の場合の使用人分給与等 63百万円

4-4. 社外役員に関する事項

(1) 取締役 高際一

① 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

ニッシン・トーア株式会社代表取締役社長であります。

② 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会19回のうち16回に出席し、ニッシン・トーア株式会社代表取締役社長としての豊富な業務経験を生かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(2) 取締役 松田 昇

① 他の会社の社外役員の兼任状況

株式会社博報堂の社外監査役、株式会社読売新聞西部本社の社外監査役及び株式会社ゆうちょの社外取締役を兼務しております。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役就任後に開催された取締役会14回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第427条第1項及び第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とし、これを超える部分については免責とする責任限定契約を締結しております。

(3) 監査役 中土 芳雄

① 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席し、また監査役会10回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(4) 監査役 田崎 研二

① 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

当社筆頭株主である日清紡績株式会社の監査役であります。

② 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会19回のうち14回に出席し、また監査役会10回のうち8回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

5-1. 会計監査人の名称

監査法人トーマツ

5-2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
(1) 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	35百万円
(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

(注) 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「内部統制構築に関する助言・指導業務」及び「四半期決算相談業務」についての対価を支払っております。

5-3. 非監査業務の内容

「内部統制構築に関する助言・指導業務」及び「四半期決算相談業務」であります。

5-4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目

的とします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、取締役会に対し、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とするよう請求する方針です。また、監査役会は監査役全員の同意により、会計監査人を解任することがあります。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、平成18年5月15日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制を整備する方針、いわゆる内部統制システムの構築に関する基本方針を次のとおり決議しました。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、役員及び従業員その他当社と雇用関係にある者のコンプライアンスの推進に向けて「JRC行動規準」を制定、施行しており、その周知徹底を図るものとする。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理体制としては、取締役会規則により原則毎月1回、必要があるときは随時、取締役会を開催している。加えて、常務取締役以上をメンバーとする常務会ならびに常勤役員による常勤役員会も定期的に開催している。これらにより取締役間の意思疎通を図るとともに相互に職務執行を監督し、法令、定款の適合性を確保する。

事業環境の変化ならびに多様化に迅速に対応するため、業務の執行に関するテーマに応じて、取締役、監査役の他に関係部門長も出席する経営会議を開催し協議するものとする。

また、当社は監査役設置会社であり、監査役は取締役会、常勤役員会、経営会議ならびに必要に応じて業務執行部門の会議に出席し、取締役の職務執行の監査強化を図っている。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に関する情報の保存及び管理は、取締役会規則及び文書取扱規則に基づき適切かつ確実に作成、保存し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理規則として「リスクマネジメントマニュアル」を制定、施行しており、その推進と運用を図るものとする。事業活動に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合は、規則に則り「緊急時対策本部」を設置し、リスクの拡大を防止し、迅速な回復に努める。

また、コンプライアンス、環境、品質、災害、情報などの個々のリスクに関しては、その監督管理責任者を決めてリスク管理体制の強化を図るものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会規則に定められた経営上の重要事項については、取締役会で決定するほか、業務の執行に係る事項について、常務会、常勤役員会ならびに経営会議において協議し決定するものとする。

業務の執行については、取締役の業務分担を明確にし、監督、責任体制の明確化を図るほか、各業務執行部門については職務分掌規則を定め、業務組織の主要分掌事項を明確化し、業務の効率的な遂行を図るものとする。また、業務執行の状況を把握し、その改善を図るため内部監査を実施する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、役員及び従業員その他当社と雇用関係にある者のコンプライアンスの推進に向けて「JRC行動規準」を制定、施行しており、その周知徹底を図るものとする。

コンプライアンスに関する推進体制として、コンプライアンス運営規則を定めるとともに、統括部署を設置している。この運営規則に基づき、コンプライアンス体制の整備、推進、維持を図るものとする。また、従業員等が法令違反その他のコンプライアンス問題に関して直接通報する社内通報連絡窓口及び社外内部通報窓口を設置しており、適切に運用するものとする。

(6) 株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社に対して業務執行状況・財務状況等について定期的に報告させるとともに、重要な意思決定及び事業活動に重大な影響を及ぼす事項に関しては適時適切に報告させる体制を整備するものとする。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、現在監査役の職務を補助する従業員を置いていないが、必要に応じて監査役の職務補助を行うスタッフを置き、その独立性を確保するものとする。

内部監査部門は監査役と十分な連携をとり、監査業務を行うほか、総務、経理等管理部門も監査役が実効的な監査ができる協力体制を確保するものとする。また、監査役、会計監査人ならびに内部監査部門は緊密な連携を保ち、監査計画及び監査結果の報告ならびに情報交換、意見交換を行い、効果的かつ効率的な監査を実施するものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、取締役及び従業員が監査役に報告すべき事項、時期についての仕組みを整備するものとする。報告する事項は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項とし、内部監査部門の監査結果、内部通報制度を利用して通報された情報のうち重要な事項、コンプライアンス上の問題を含むものとする。

また、監査役は代表取締役社長との定期的な会合等により相互認識の強化を図っている。

なお、当社は内部統制システムの整備にあたり内部統制推進室を設置し、取締役会規

則等経営の意思決定に係る規則をはじめ既存規程類の見直し及び情報の保管体制ならびに監査役への報告及び協力体制、経営情報の開示他新たな規程等の整備と運用に取り組んでおります。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	94,634	流動負債	48,767
現金及び預金	7,721	支払手形及び買掛金	36,721
受取手形及び売掛金	51,107	短期借入金	1,150
有価証券	2	一年以内返済予定長期借入金	162
たな卸資産	34,539	未払費用	2,698
前渡金	724	未払法人税等	329
繰延税金資産	341	前受金	1,894
その他	660	預り金	719
貸倒引当金	△463	製品補償引当金	867
固定資産	31,063	その他	4,224
有形固定資産	11,373	固定負債	34,174
建物及び構築物	6,591	長期借入金	19,252
機械装置及び運搬具	1,279	繰延税金負債	3,959
工具・器具備品	1,494	退職給付引当金	10,480
土地	1,936	役員退職引当金	423
建設仮勘定	71	その他	59
無形固定資産	856	負債合計	82,942
ソフトウェア	836	純資産の部	
その他	20	株主資本	36,508
投資その他の資産	18,833	資本金	14,704
投資有価証券	16,722	資本剰余金	16,504
繰延税金資産	1,373	利益剰余金	5,348
その他	1,214	自己株式	△48
貸倒引当金	△476	評価・換算差額等	5,879
資産合計	125,698	その他有価証券評価差額金	5,869
		為替換算調整勘定	9
		少数株主持分	367
		純資産合計	42,755
		負債・純資産合計	125,698

連 結 損 益 計 算 書

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		126,667
売 上 原 価		104,603
売 上 総 利 益		22,063
販売費及び一般管理費		17,744
営 業 利 益		4,318
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	33	
受 取 配 当 金	148	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	329	
外 貨 換 算 差 益	173	
特 許 権 実 施 許 諾 料	126	
そ の 他	109	920
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	334	
た な 卸 資 産 減 耗 評 価 損	313	
固 定 資 産 除 却 損	68	
そ の 他	180	897
経 常 利 益		4,341
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	125	
固 定 資 産 売 却 益	677	
そ の 他	13	816
特 別 損 失		
製 品 不 具 合 対 策 費 用	305	
減 損 損 失	94	
そ の 他	14	414
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		4,743
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	269	
法 人 税 等 調 整 額	115	384
少 数 株 主 利 益		20
当 期 純 利 益		4,338

連結株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					評 価 ・ 換 算 差 額 等			少数株主 持 分	純資産 合 計
	資本金	資 本 剰余金	利 益 剰余金	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
前 期 末 残 高	14,704	17,086	330	△42	32,079	5,501	3	5,505	351	37,935
当 期 変 動 額										
資本準備金の取崩(注)		△582	582		—			—		—
役員賞与(注)			△26		△26			—		△26
当 期 純 利 益			4,338		4,338			—		4,338
持分法適用会社 増加に伴う増加			123		123			—		123
自己株式の取得				△5	△5			—		△5
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					—	367	6	374	16	390
当期変動額合計	—	△582	5,017	△5	4,429	367	6	374	16	4,820
当 期 末 残 高	14,704	16,504	5,348	△48	36,508	5,869	9	5,879	367	42,755

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目及び損失処理項目

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数…………… 8 社
- ① ジェイ・アール・シー特機(株)
 - ② ジェイ・アール・シーエンジニアリング(株)
 - ③ 武蔵野電機(株)
 - ④ 日本無線硝子(株)
 - ⑤ 総合ビジネスサービス(株)
 - ⑥ 佐世保日本無線(株)
 - ⑦ (株)大阪日本無線サービス社
 - ⑧ JAPAN RADIO COMPANY (HK) LIMITED

- (2) 非連結子会社の数…………… 3 社

- ① マリンフォネット(株)
- ② (株)ジェイアールシーテクニカ
- ③ JRC do Brasil Empreendimentos Eletrônicos Ltda.

非連結子会社 3 社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

なお、マリンフォネット(株)は、当社の子会社であったマリンテック(株)を平成18年12月1日に吸収合併しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用子会社の数…………… 3 社

- ① マリンフォネット(株)
- ② (株)ジェイアールシーテクニカ
- ③ JRC do Brasil Empreendimentos Eletrônicos Ltda.

なお、持分法適用子会社 3 社は、重要性が増したため、当連結会計年度より新規に持分法を適用しております。

- (2) 持分法適用関連会社の数…………… 2 社

- ① 長野日本無線(株)
- ② 上田日本無線(株)

なお、持分法適用関連会社であったエフ・ジェイ・モバイルコア・テクノロジー(株)は平成18年3月31日をもって解散し、同年8月30日に清算終了しております。

- (3) 持分法を適用していない関連会社（(株)ジェイ・ツー）は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であるため、持分法を適用していません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、JAPAN RADIO COMPANY (HK) LIMITEDの決算日は12月31日であり、連結決算日との差は、3ヵ月以内であるため、当該連結子会社の事業年度に係る計算書類を基礎として連結を行っており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項
- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券
 その他有価証券
- a 時価のあるもの
 期末日の市場価格等に基づく時価法
 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)
- b 時価のないもの
 移動平均法による原価法
- ② デリバティブ 時価法
- ③ たな卸資産
- a 製品及び半製品
 個別法に基づく原価法
 (うち量産品は先入先出法に基づく原価法、半製品は総平均法に基づく原価法)
- b 商品
 移動平均法に基づく原価法
- c 原材料及び貯蔵品
 総平均法に基づく原価法
 (うち無線通信装置の一部は先入先出法に基づく原価法)
- d 仕掛品
 個別法に基づく原価法
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産
 定率法
 ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法によっております。
 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
 建物及び構築物 10～50年
 機械装置及び運搬具 7～10年
- ② 無形固定資産
 定額法
 ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 製品補償引当金

出荷後の製品の補修費用の発生に備えるため、補償案件毎に発生見込額を計上しております。

(追加情報)

無償で行う補修については、支出時に費用処理を行っておりますが、当該費用に重要性が増したため、当期より出荷後の製品について補償案件毎に、将来発生する補修費用の見込額を引当計上することといたしました。これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ495百万円減少しております。

なお、前連結会計年度末に計上していた特定の製品に係る製品不具合対策引当金(当連結会計年度末残高372百万円)については、製品補償引当金に含めて表示しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

会計基準変更時差異については、15年にわたり均等償却しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年～15年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理、一部の連結子会社についてはその発生時に一括費用処理しております。

④ 役員退職引当金

役員の退職金支給に備えるため、内規による期末要支給額を計上しております。

(4) 連結計算書類の作成の基礎となった連結会社の計算書類の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

- (6) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
主として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段 為替予約、通貨オプション及び金利スワップ
ヘッジ対象 外貨建予定取引、外貨建金銭債権債務及び借入金
 - ③ ヘッジ方針
社内規定に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。
 - ④ ヘッジの有効性評価の方法
相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象に係る損益の累計を比較することで、ヘッジの有効性を評価しております。ただし為替予約については、振当処理の要件に該当し、金利スワップについては特例処理の要件に該当するため、有効性の評価を省略しております。外貨建予定取引については、過去の取引実績及び予算等を勘案し、取引の実行可能性が極めて高いことを事前テストで確認しております。
- (7) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
- 連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更)

連結貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。これまでの資本の部の合計に相当する金額は、42,387百万円であります。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 45,346百万円

2. 担保提供資産

担保資産の内容及びその金額

建物及び構築物 284百万円

土地 33百万円

担保に係る債務の金額

長期借入金 768百万円

3. 保証債務 156百万円

4. 期末日満期手形

期末日満期手形は手形交換日をもって決済処理をしております。従って当連結会計年度末日は金融機関休業日のため、次のとおり期末日満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形 234百万円

支払手形 489百万円

設備支払手形 2百万円

Ⅲ. 連結損益計算書に関する注記

1. 固定資産売却益

日清紡績株式会社（以下、日清紡）との電気二重層キャパシタ事業の共同開発契約の解消に伴い、特許以外に当社が所有する知的財産（ノウハウ等）を日清紡に譲り渡したことによるものであります。

2. 製品不具合対策費用

前連結会計年度末に引当計上を行った当社の一部製品に係る改修費用の追加発生額であり、製品不具合対策引当金繰入額298百万円を含んでおります。

3. 減損損失

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類
東京都三鷹市	特機事業用資産	機械装置、工具・器具備品、ソフトウェア等

当社グループは、原則として事業（本）部をキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、資産のグルーピングをしております。当社以外の子会社については、規模等を鑑み会社単位を基準としてグルーピングをしております。

当社の特機事業部の資産については、早期の黒字化が不確実なため、同事業部における資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額94百万円を減損損失として特別損失に計上しました。その内訳は、機械装置2百万円、工具・器具備品50百万円、ソフトウェア33百万円、その他7百万円であります。なお、当該資産グループの回収可能額は使用価値により測定していますが、将来キャッシュ・フローがプラスになることが不確実なためゼロ評価としております。

IV. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	前連結会計年 度末株式数	当連結会計年 度増加株式数	当連結会計年 度減少株式数	当連結会計年 度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	137,976,690	—	—	137,976,690	

2. 配当に関する事項

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成19年6月28日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議予定	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額	1株当 たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	689百万円	5円	平成19年3月31日	平成19年6月29日

V. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たりの純資産額 307円53銭
- 1株当たりの当期純利益 31円47銭

VI. その他の注記

- 会社法及び会社計算規則の規定に基づいて連結計算書類を作成しております。
- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	88,764	流動負債	45,430
現金・預金	5,397	支払手形	2,879
受取手形	4,627	買掛金	32,992
売掛金	45,302	未払金	399
有価証券	2	未払費用	4,975
製品	7,968	未払法人税等	188
原材料・貯蔵品	4,519	前受金	1,886
仕掛品	20,125	預り金	771
短期貸付金	41	設備関係支払手形	40
前渡金	834	製品補償引当金	867
その他の他	406	その他の	428
貸倒引当金	△461	固定負債	31,570
固定資産	29,027	長期借入金	18,600
有形固定資産	10,488	繰延税金負債	3,959
建築物	5,901	退職給付引当金	8,785
構築物	159	役員退職引当金	213
機械及び装置	1,160	その他の	11
車両及び運搬具	3	負債合計	77,000
工具・器具備品	1,341	純資産の部	
土地	1,851	株主資本	35,022
建設仮勘定	70	資本金	14,704
無形固定資産	808	資本剰余金	16,504
ソフトウェア	789	資本準備金	16,504
ソフトウェア仮勘定	16	利益剰余金	3,862
その他の他	2	その他利益剰余金	3,862
投資その他の資産	17,731	繰越利益剰余金	3,862
投資有価証券	10,041	自己株式	48
関係会社株式及び出資金	7,304	評価・換算差額等	5,769
更生債権等	435	その他有価証券評価差額金	5,769
その他の他	426	純資産合計	40,791
貸倒引当金	△476	負債・純資産合計	117,792
資産合計	117,792		

損 益 計 算 書

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		118,765
売 上 原 価		99,014
売 上 総 利 益		19,751
販売費及び一般管理費		16,062
営 業 利 益		3,688
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	32	
受 取 配 当 金	229	
外 貨 換 算 差 益	173	
特 許 権 実 施 許 諾 料	126	
そ の 他	85	647
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	283	
た な 卸 資 産 減 耗 評 価 損	313	
固 定 資 産 除 却 損	67	
そ の 他	146	811
経 常 利 益		3,525
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	124	
固 定 資 産 売 却 益	677	
そ の 他	4	805
特 別 損 失		
製 品 不 具 合 対 策 費 用	305	
減 損 損 失	94	
そ の 他	14	414
税 引 前 当 期 純 利 益		3,917
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	54	54
当 期 純 利 益		3,862

株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										評 価 ・ 算 換 差 額 等	純 資 産 計		
	資 本 金	資 本 金		利 益 剰 余 金						自 己 株 式			株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金
		資 本 金	利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 計						
				利 益 剰 余 金	特 別 償 却 準 備 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金		繰 越 利 益 剰 余 金					
前 期 末 残 高	14,704	17,086	2,278	13	375	2,831	△6,081	△582	△42	31,166	5,397	36,563		
当 期 変 動 額														
資本準備金の取崩(注)		△582						582	582	—	—	—		
利益準備金の取崩(注)			△2,278					2,278	—	—	—	—		
特別償却準備金の取崩(注)				△13				13	—	—	—	—		
固定資産圧縮積立金の取崩(注)					△375			375	—	—	—	—		
別途積立金の取崩(注)						△2,831	2,831	—	—	—	—	—		
当期純利益							3,862	3,862		3,862		3,862		
自己株式の取得									△5	△5		△5		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)											372	372		
当期変動額合計	—	△582	△2,278	△13	△375	△2,831	9,943	4,444	△5	3,856	372	4,228		
当 期 末 残 高	14,704	16,504	—	—	—	—	3,862	3,862	△48	35,022	5,769	40,791		

(注) 平成18年6月の定時株主総会における損失処理項目

個 別 注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

a 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)

b 時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ 時価法

(3) たな卸資産

① 製品及び半製品

個別法に基づく原価法

(うち、量産品は先入先出法に基づく原価法、半製品は総平均法に基づく原価法)

② 原材料及び貯蔵品

総平均法に基づく原価法

(うち、無線通信装置の一部は先入先出法に基づく原価法)

③ 仕掛品

個別法に基づく原価法

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりです。

建物 10～50年

機械及び装置 7～10年

工具・器具備品 2～15年

(2) 無形固定資産

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 製品補償引当金

出荷後の製品の補修費用の発生に備えるため、補償案件毎に発生見込額を計上しております。

(追加情報)

無償で行う補修については、支出時に費用処理を行っておりますが、当該費用に重要性が増したため、当期より出荷後の製品について補償案件毎に、将来発生する補修費用の見込額を引当計上することといたしました。これにより、営業利益、経常利益及び当期純利益がそれぞれ495百万円減少しております。

なお、前事業年度末に計上していた特定の製品に係る製品不具合対策引当金(当事業年度末残高372百万円)については、製品補償引当金に含めて表示しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により翌期から費用処理しております。

(4) 役員退職引当金

役員の退職金の支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約、通貨オプション及び金利スワップ

ヘッジ対象 外貨建予定取引、外貨建金銭債権債務及び借入金

(3) ヘッジ方針

社内規定に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

為替予約については、振当処理の要件に該当し、金利スワップについては特例処理の要件に該当するため、有効性の評価を省略しております。外貨建予定取引については、過去の取引実績及び予算等を総合的に勘案し、取引の実行可能性が極めて高いことを事前テストで確認しております。

7. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。これまでの資本の部の合計に相当する金額は、40,791百万円であります。

II. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 42,085百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権 | 519百万円 |
| 3. 関係会社に対する金銭債務 | 4,765百万円 |
| 4. 保証債務 | 186百万円 |
| 5. 期末日満期手形 | |

期末日満期手形は手形交換日をもって決済処理をしております。従って当事業年度末日は金融機関休業日のため、次のとおり期末日満期手形が期末残高に含まれております。

- | | |
|------|--------|
| 受取手形 | 207百万円 |
| 支払手形 | 444百万円 |

III. 損益計算書に関する注記

- | | |
|--|-----------|
| 1. 関係会社との取引高の総額 | |
| 営業取引による取引高の総額 | |
| 売上高 | 508百万円 |
| 仕入高 | 15,806百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引高の総額 | 973百万円 |
| 2. 固定資産売却益 | |
| 日清紡績株式会社(以下、日清紡)との電気二重層キャパシタ事業の共同開発契約の解消に伴い、特許以外に当社が所有する知的財産(ノウハウ等)を日清紡に譲り渡したことによるものであります。 | |
| 3. 製品不具合対策費用 | |
| 前事業年度末に引当金計上を行った一部製品に係る改修費用の追加発生額であり、製品不具合対策引当金繰入額298百万円を含んでおります。 | |
| 4. 減損損失 | |
| 当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。 | |

場 所	用 途	種 類
東京都三鷹市	特機事業用資産	機械及び装置、工具・器具備品、ソフトウェア等

原則として事業(本)部をキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、資産のグルーピングをしております。

特機事業部の資産については、早期の黒字化が不確実なため、同事業部における資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額94百万円を減損損失として特別損失に計上しました。その内訳は、機械及び装置2百万円、工具・器具備品50百万円、ソフトウェア33百万円、その他7百万円であります。なお、当該資産グループの回収可能額は使用価値により測定していますが、将来キャッシュ・フローがプラスになることが不確実なためゼロ評価としております。

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	125,588	17,447	—	143,035	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加17,447株は、単元未満株式の買取による増加であります。

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 流動資産

繰延税金資産

未払賞与	963百万円
たな卸資産	170百万円
賞与社会保険料	125百万円
未払事業税	45百万円
製品補償引当金	353百万円
その他	25百万円

小計 1,682百万円

評価性引当額 △1,682百万円

繰延税金資産合計 一百万円

(2) 固定負債

繰延税金資産

退職給付引当金	3,618百万円
繰越欠損金	5,267百万円
ソフトウェア	2,630百万円
投資有価証券	845百万円
貸倒引当金	257百万円
有形固定資産	208百万円
たな卸資産	1,232百万円
その他	236百万円

小計 14,296百万円

評価性引当額 △14,296百万円

繰延税金資産合計 一百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △3,959百万円

繰延税金負債合計 △3,959百万円

繰延税金負債の純額 △3,959百万円

VI. リースにより使用する固定資産に関する注記

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
機械及び装置	824	480	—	344
車両及び運搬具	29	17	—	12
工具・器具備品	918	418	13	486
ソフトウェア	157	50	—	106
合計	1,929	966	13	949

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

1年内	379百万円
1年超	638百万円
合計	1,017百万円
リース資産減損勘定残高	10百万円

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	381百万円
リース資産減損勘定の取崩額	3百万円
減価償却費相当額	359百万円
支払利息相当額	21百万円
減損損失	7百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1年内	4百万円
1年超	—百万円
合計	4百万円

VII. 退職給付に関する注記

確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。

(1) 退職給付債務に関する事項

① 退職給付債務	△39,957百万円
② 年金資産	26,845百万円
③ 会計基準変更時差異の未処理額	2,628百万円
④ 未認識数理計算上の差異	5,371百万円
⑤ 未認識過去勤務債務（債務の減額）	△3,672百万円
⑥ 退職給付引当金	△8,785百万円

(2) 退職給付費用に関する事項

① 勤務費用	1,395百万円
② 利息費用	796百万円
③ 期待運用収益	△988百万円
④ 会計基準変更時差異の費用処理額	328百万円
⑤ 過去勤務債務の費用処理額	△338百万円
⑥ 数理計算差異の費用処理額	680百万円
⑦ 退職給付費用	1,874百万円

(3) 退職給付債務等の計算基礎

① 割引率	2.0%
② 期待運用収益率	4.0%
③ 退職給付見込額の期間配分方式	期間定額基準
④ 過去勤務債務の処理年数	15年（定額法）
⑤ 数理計算上の差異の処理年数	15年（定額法により翌期から費用処理）
⑥ 会計基準変更時差異の処理年数	15年

VIII. 関連当事者との取引に関する注記

1. 法人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
その他の 関係会社	日清紡績(株)	被所有 24.35%	当社製品の販売 役員の兼任 1名	固定資産 売却代金 売却益	681 677	— —	— —

- (注) 1. 固定資産売却益については、日清紡績(株)との電気二重層キャパシタ共同開発契約解消に伴い、知的財産を譲渡したものであり、当社の算定した対価に基づき交渉の上、決定しております。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
関連会社	長野日本無線(株)	直接所有 24.99% 間接所有 1.60%	部品の購入 役員の兼任 2名	仕入高	3,691	支払手形 買掛金	477 793
関連会社	上田日本無線(株)	所有 47.09%	部品の購入 役員の兼任 2名	仕入高	5,889	支払手形 買掛金	1,005 1,030

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢等を勘案し、当社が希望価格を提示する等により価格交渉の上で決定しております。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

IX. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たりの純資産額 295円95銭
2. 1株当たりの当期純利益 28円02銭

X. その他の注記

1. 会社法及び会社計算規則の規定に基づいて計算書類を作成しております。
2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年 5月25日

日本無線株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員 公認会計士 本 多 潤 一 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 轟 一 成 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本無線株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検査することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本無線株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成19年 5月25日

日本無線株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 本多潤一 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 轟 一成 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本無線株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に基づき、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等にしたがって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年6月1日

日本無線株式会社 監査役会

常勤監査役 竹 石 英 樹 ㊟

常勤社外
監 査 役 中 土 芳 雄 ㊟

常勤監査役 佐 藤 守 弘 ㊟

社外監査役 田 崎 研 二 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は業績の低迷から第77期以来無配としてまいりましたが、当期（第83期）は最終利益を確保することができましたので、株主の皆様への利益還元と、経営体質の強化のための内部留保の充実を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、689,168,275円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成19年6月29日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 2,500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 2,500,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に即応できる経営体制を構築するため定款第21条に定める取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。

(2) 役員退職慰労金制度の廃止に伴い、役員退職慰労金について定めた定款第22条及び定款第34条の規定を改定するものであります。

(3) 取締役及び監査役が期待された役割を発揮できるように、会社法第426条の定める取締役及び監査役の責任免除制度に基づき、定款第30条及び定款第38条の規定を改定するものであります。

本規定は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において責任の一部を免除することができる旨の規定であります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第21条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>第22条 (取締役の報酬等および退職慰労金) 取締役の報酬等および退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条 (社外取締役との責任限定契約) (新 設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>第34条 (監査役の報酬等および退職慰労金) 監査役の報酬等および退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第38条 (社外監査役との責任限定契約) (新 設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>	<p>第21条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>第22条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条 (取締役の責任免除等) <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役 (取締役であったものを含む) の同法第423条第1項の賠償責任について、取締役会の決議によって、賠償責任額を法令に定める限度において免除することができる。</u> <u>(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第34条 (監査役の報酬等) 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第38条 (監査役の責任免除等) <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役 (監査役であったものを含む) の同法第423条第1項の賠償責任について、取締役会の決議によって、賠償責任額を法令に定める限度において免除することができる。</u> <u>(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p>

3. 変更の条件

定款第22条及び定款第34条の変更は、本総会第6号議案 (退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件) 及び本総会第7号議案 (役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件) のいずれもが可決されることを条件として、変更の効力が生じるものといたします。

第3号議案 取締役12名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（12名）が任期満了となりますので、取締役12名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	竹内 伸二 (昭和21年7月12日生)	昭和44年7月 日清紡績株式会社入社 平成9年9月 同社紙製品事業本部家庭紙営業部長兼洋紙営業部長 平成11年5月 当社入社 理事 平成11年6月 取締役生産部門副総括兼生産管理部長 平成12年6月 生産管理部長兼三鷹製作所副所長 平成13年6月 営業管理部長 平成14年1月 常務取締役 平成14年4月 経営企画、支社・支店担当 平成15年6月 代表取締役常務取締役 経営企画、生産担当 平成16年6月 管理（三鷹）・生産担当 平成17年6月 取締役会長（現任）	16,000株
2	諏訪 頼久 (昭和22年12月11日生)	昭和45年4月 当社入社 平成10年6月 海上機器事業部技術第二部長 平成14年4月 海上機器事業部長 平成16年6月 取締役海上機器・特機事業（技術）担当 平成17年6月 代表取締役取締役社長（現任）	21,000株
3	岡島 昂一 (昭和18年9月24日生)	昭和42年4月 当社入社 平成9年6月 事務部長 平成10年6月 企画部長兼監査室長 平成11年6月 総務部長 平成13年6月 取締役総務部長 平成14年4月 総務、経理担当 平成16年6月 管理（本社）担当 平成17年6月 代表取締役常務取締役（現任） 管理担当 平成18年6月 経営・管理担当（現任）	18,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
4	内藤 幹 男 (昭和19年5月8日生)	昭和44年4月 当社入社 平成8年6月 中部支社長 平成11年4月 通信機器事業部情報通信営業部長 平成12年6月 通信機器事業部副事業部長兼情報通信営業部長 平成13年5月 通信機器事業部副事業部長兼情報通信営業部長兼LPA事業部長兼LPA営業部長 平成13年6月 取締役 平成14年6月 民需事業担当 平成15年6月 常務取締役（現任） 平成16年6月 事業全般担当 平成17年6月 事業担当兼海上機器事業担当 平成18年6月 事業担当（現任）	25,000株
5	坂本 廣 徳 (昭和26年1月13日生)	昭和49年4月 当社入社 平成12年9月 通信機器事業部技術第七部兼LPA工場長 平成13年5月 LPA事業部副事業部長 平成14年4月 LPA事業部長 平成15年6月 取締役（現任） 平成16年6月 通信機器事業（技術）担当 平成17年6月 LPA・PHS担当 平成18年6月 技術担当（現任） 平成18年10月 共通技術本部長（現任）	31,000株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
6	正村達郎 (昭和26年4月2日生)	昭和51年4月 日本電信電話公社入社 平成11年1月 同社NTT未来ねっと研究所企画部長 平成14年4月 株式会社NTTドコモワイヤレス研究所長 平成17年5月 当社入社 顧問 平成17年6月 取締役(現任) 研究開発担当 平成18年4月 研究開発本部長・Cプロジェクト室担当 平成19年4月 研究開発本部長(現任)	17,000株
7	軍司明允 (昭和22年5月10日生)	昭和45年4月 当社入社 平成12年6月 通信機器事業部無線ネットワークグループ長 平成14年4月 無線アクセスシステムユニット長 平成17年6月 取締役(現任) 生産担当 平成18年4月 生産本部長、品質保証本部・機構設計センター・生産管理部・資材調達部担当 平成18年10月 生産本部長、品質保証本部担当(現任)	13,000株
8	立林清彦 (昭和22年9月7日生)	昭和45年4月 当社入社 平成12年10月 情報処理センター室長 平成14年4月 通信機器事業部通信技術一部長 平成15年8月 PHSビジネスユニット長 平成16年6月 通信機器事業部長兼PHSビジネスユニット長 平成17年4月 通信機器事業部長 平成17年6月 取締役(現任) 通信機器事業部長兼無線アクセス担当 平成18年4月 通信機器事業本部長(現任)	8,000株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
9	土田 隆平 (昭和24年1月26日生)	昭和46年4月 当社入社 平成12年6月 システム機器事業部官庁営業部長 平成14年4月 東北支社長 平成16年6月 関西支社長 平成17年6月 取締役(現任) 官公需事業担当 平成18年4月 営業戦略本部長、ソリューション事業本部・海上機器事業部・特機事業部担当(現任)	12,000株
10	荒井 学 (昭和25年12月5日生)	昭和56年7月 当社入社 平成14年4月 経営企画部長 平成16年4月 コーポレートセンター長 平成17年6月 取締役(現任) 戦略・企画担当 平成18年4月 管理本部長、コーポレートセンター担当(現任)	5,000株
11	松田 昇 (昭和8年12月13日生)	昭和38年4月 東京地検検事 昭和58年4月 東京高検検事 昭和60年8月 同高検特別公判部長 昭和62年8月 東京地検特別捜査部長 平成元年9月 最高検検事 平成2年4月 大津地検検事正 平成3年4月 最高検検事 平成3年12月 水戸地検検事正 平成5年7月 法務省矯正局長 平成7年7月 最高検刑事部長 平成8年6月 預金保険機構理事長 平成16年6月 同機構顧問 平成16年9月 弁護士登録 平成18年6月 当社取締役(現任)	0株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
12	指田 禎一 (昭和15年2月13日生)	昭和38年4月 日清紡績株式会社入社 平成元年1月 同社人事部長兼労政部長 平成3年6月 同社能登川工場長 平成5年6月 同社人事本部副本部長 平成6年6月 同社取締役人事本部長 平成11年6月 同社常務取締役人事本部長兼 経営企画室長 平成12年6月 同社代表取締役取締役社長 平成18年6月 同社取締役会長(現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 上記の候補者のうち松田昇氏及び指田禎一氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役候補者であります。
3. 松田昇氏を社外取締役候補者とする理由等は、次のとおりであります。
- (1) 同氏は、検事・弁護士としての専門的な知識・経験及び他社の社外役員としての豊富な経験を有しており、社外取締役として当社の経営に対して的確な助言をいただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
 - (2) 同氏は、すでに当社の社外取締役であり、就任期間は本総会の終結をもって1年であります。
 - (3) 当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第30条(本総会第2号議案(定款一部変更の件)による変更後の第30条第2項)の規定に従い、同氏の損害賠償責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 指田禎一氏を社外取締役候補者とする理由等は、次のとおりであります。
- (1) 同氏は、日清紡績株式会社の取締役社長及び取締役会長を歴任され、会社経営の豊富な経験を有しており、社外取締役として当社の経営に対して的確な助言をいただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
 - (2) 当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第30条(本総会第2号議案(定款一部変更の件)による変更後の第30条第2項)の規定に従い、同氏の損害賠償責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役3名は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	竹 石 英 樹 (昭和19年2月4日生)	昭和37年4月 当社入社 平成9年6月 中国支店長 平成12年2月 九州支社長 平成13年6月 理事関西支社長 平成14年4月 システム機器事業部副事業部長 平成14年6月 常勤監査役(現任)	4,000株
2	中 土 芳 雄 (昭和22年3月10日生)	昭和44年5月 株式会社日本勧業銀行入行 平成7年5月 株式会社第一勧業銀行奈良支店長 平成9年5月 第一勧業信用組合常務理事 平成14年6月 同組合監事 平成15年6月 当社常勤監査役(現任)	2,000株
3	河 田 正 也 (昭和27年4月20日生)	昭和50年4月 日清紡績株式会社入社 平成14年1月 同社人事本部人事部長 平成15年1月 同社人事本部人事部長兼労政部長 平成16年11月 コンティネンタル・テーバス株式会社出向 平成18年4月 日清紡績株式会社人事本部人事部長兼労政部長 平成18年6月 同社執行役員(現任)人事本部長 平成19年4月 同社人事本部長兼経理本部副本部長(現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 上記の候補者のうち中土芳雄氏と河田正也氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役候補者であります。
 3. 中土芳雄氏を社外監査役候補者とする理由等は、次のとおりであります。
 (1) 同氏は、金融機関において長年にわたる豊富な経験を有しており、専門的見地から監査役としての役割を果たしていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
 (2) 同氏はすでに当社の社外監査役であり、就任期間は本総会の終結をもって4年であります。

- (3) 同氏が社外監査役に任中に、防衛庁との取引の一部について過大請求とされる事案が発生いたしました。社外監査役であった同氏は、日頃から取締役会等において法令遵守等の視点から提言を行い、また、発生後においては、再発防止の重要性について発言するとともに、再発防止対策の推進・実施状況などについて監査を行いました。
- (4) 当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第38条（本総会第2号議案（定款一部変更の件）による変更後の第38条第2項）の規定に従い、同氏の損害賠償責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 河田正也氏を社外監査役候補者とする理由等は、次のとおりであります。
- (1) 同氏は現在日清紡績株式会社の執行役員を務めており、同社における豊富な業務経験を有しております。その経験により監査役としての役割を果たしていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
- (2) 当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第38条（本総会第2号議案（定款一部変更の件）による変更後の第38条第2項）の規定に従い、同氏の損害賠償責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める社外監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名をあらかじめ選任することをお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。また、候補者からは、社外監査役が任期中に退任し、法令に定める員数を欠く場合に監査役に就任する旨の承諾を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
佐野允夫 (昭和21年7月11日生)	昭和49年11月 監査法人不二会計事務所入所 昭和54年3月 公認会計士登録 昭和55年3月 税理士登録 昭和63年6月 監査法人不二会計事務所代表社員 平成19年1月 同法人退社 平成19年2月 きさらぎ監査法人設立 代表社員 (現任)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 佐野允夫氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役の補欠監査役候補者であります。
3. 佐野允夫氏を社外監査役の補欠監査役候補者とする理由等は、次のとおりであります。
- (1) 同氏は、公認会計士・税理士の資格を有しておられることから、財務及び会計に関する高い見識により監査機能を発揮していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
- (2) 当社は、同氏との間で、同氏の監査役就任時に、会社法第427条第1項及び当社定款第38条（本総会第2号議案（定款一部変更の件）による変更後の第38条第2項）の規定に従い、同氏の損害賠償責任限度額を会社法第425条第1項に定める責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

第6号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される高際一氏及び監査役を退任される田崎研二氏に対し、それぞれ在任中の労に報いるため、当社所定の基準に基づき、退職慰労金を贈呈することといたしたいと存じます。

その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
高 際 一	平成12年6月 日清紡績株式会社取締役人事本部長 平成15年6月 同社常務取締役人事本部長 当社取締役（現任） 平成18年6月 ニッシン・トーア株式会社代表取締役社長 （現任）

(注) 高際一氏は社外取締役であります。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
田 崎 研 二	平成10年6月 日清紡績株式会社取締役 平成13年6月 同社常務取締役 平成15年6月 同社常勤監査役 当社監査役（現任） 平成17年6月 日清紡績株式会社監査役（現任）

(注) 田崎研二氏は社外監査役であります。

第7号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、役員報酬制度の改革の一環として本総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することにいたしたいと存じます。これに伴い、第83回定時株主総会終結前に在任する取締役及び監査役（退任取締役及び退任監査役を除く）に対し、これまでの在任中の労に報いるため、本総会終結のときまでの在任期間をもとに、当社所定の基準に基づき、退職慰労金を打ち切り支給することといたしたいと存じます。

その打ち切り支給の額は、総額225百万円とし、各氏に対する具体的金額、支給の方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。なお、打ち切り支給に関する支払時期は、各人の退任時期といたしたいと存じます。

打ち切り支給する取締役及び監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
竹内伸二	平成11年6月 当社取締役 平成14年1月 当社常務取締役 平成15年6月 当社代表取締役常務取締役 平成17年6月 当社取締役会長（現任）
諏訪頼久	平成16年6月 当社取締役 平成17年6月 当社代表取締役取締役社長（現任）
岡島昂一	平成13年6月 当社取締役 平成17年6月 当社代表取締役常務取締役（現任）
内藤幹男	平成13年6月 当社取締役 平成15年6月 当社常務取締役（現任）
坂本廣徳	平成15年6月 当社取締役（現任）
正村達郎	平成17年6月 当社取締役（現任）
軍司明允	平成17年6月 当社取締役（現任）
立林清彦	平成17年6月 当社取締役（現任）
土田隆平	平成17年6月 当社取締役（現任）
荒井学	平成17年6月 当社取締役（現任）
松田昇	平成18年6月 当社取締役（現任）
竹石英樹	平成14年6月 当社常勤監査役（現任）
中土芳雄	平成15年6月 当社常勤監査役（現任）
佐藤守弘	平成15年6月 当社常勤監査役（現任）

- (注) 1. 松田昇氏は社外取締役であります。
2. 中土芳雄氏は社外監査役であります。

第8号議案 取締役及び監査役の報酬枠改定の件

当社の取締役及び監査役の報酬枠については、平成3年6月27日開催の第68回定時株主総会において、取締役の報酬枠を年額250百万円以内、監査役の報酬枠を年額50百万円以内としてご承認いただき今日に至っておりますが、退職慰労金制度の廃止及び会社法施行により役員賞与が報酬枠の中に含まれることになったため、その後の経済情勢の変化等諸般の事情を考慮し、取締役の報酬枠を年額300百万円以内（うち社外取締役の報酬枠については年額30百万円以内）、監査役の報酬枠を年額80百万円以内に改定させていただきたいと存じます。

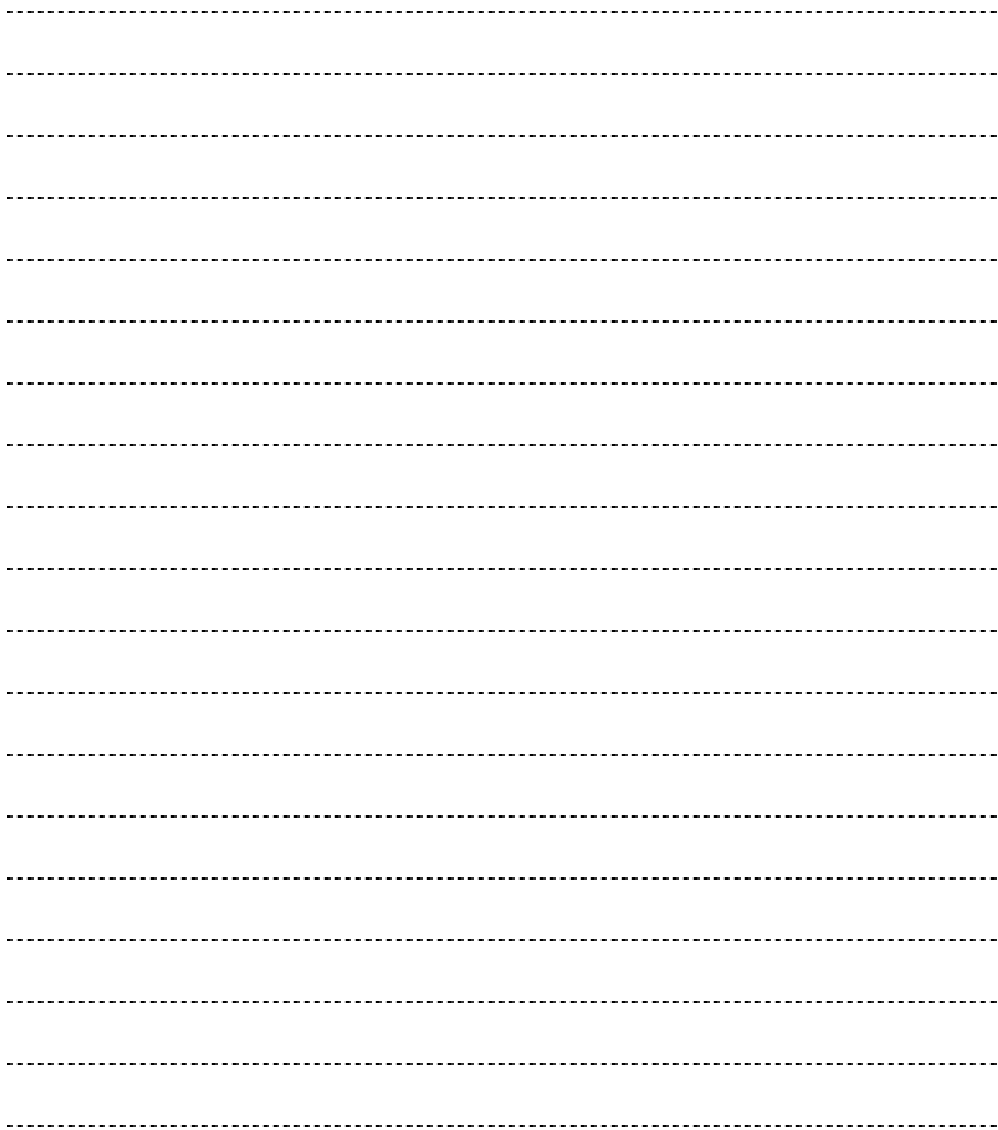
また、取締役の員数は、第3号議案が原案どおり可決されますと12名（うち社外取締役2名）、監査役の員数は、4号議案が原案どおり可決されますと4名（うち社外監査役2名）となり、これらの員数が、上記報酬枠が適用される員数となります。

なお、従来どおり取締役の報酬枠には、使用人兼務取締役の使用人部分は含めないことといたします。

以 上

メモ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing notes.



株主総会会場ご案内

東京都三鷹市下連雀五丁目1番1号 当社本店

